ヤ　都市ガス（ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者をいう。）が供給した都市ガスをいう。このヤの第四欄において同じ。）の使用	標準環境状態に換算した千立方メートル	都市ガスの標準環境状態に換算した千立方メートル当たりのギガジュールで表した発熱量（当該都市ガスごとに定まる発熱量をいう。）に、当該都市ガスの一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇一四〇に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
マ　一の項の第二欄イからヤまでに掲げるもののほか、炭素を含む固体燃料（非化石燃料（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第三項に規定する非化石燃料をいう。ケ及びフにおいて同じ。）を除く。）の使用	トン	当該固体燃料の一トン当たりのギガジュールで表した発熱量二十九・〇に、当該固体燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇二九九に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
ケ　一の項の第二欄イからヤまでに掲げるもののほか、炭素を含む液体燃料（非化石燃料を除く。）の使用	トン又はキロリットル	次のイ又はロに掲げる単位の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数 イ　トン　当該液体燃料の一トン当たりのギガジュールで表した発熱量五十・一に、当該液体燃